建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）

操作マニュアル（分割版）

２．９版

０．２．電子申請の流れ

令和８年１０月

国土交通省

目次

※（　）内は全体版のページ番号

■電子申請の流れ…… 3ページ（１４）

１．システム概念図…… 3ページ（１４）

【1】ＪＣＩＰで、申請者ができること…… 3ページ（１４）

【2】ＪＣＩＰ上で、申請者に届く通知…… 4ページ（１５）

２．システム全体フロー図…… 5ページ（１６）

【1】申請～許可の場合…… 5ページ（１６）

【2】届出～届出確認済の場合…… 8ページ（１９）

【3】申請・届出～不許可・手続終了の場合…… １０ページ（２１）

■電子申請の流れ

1．システム概念図

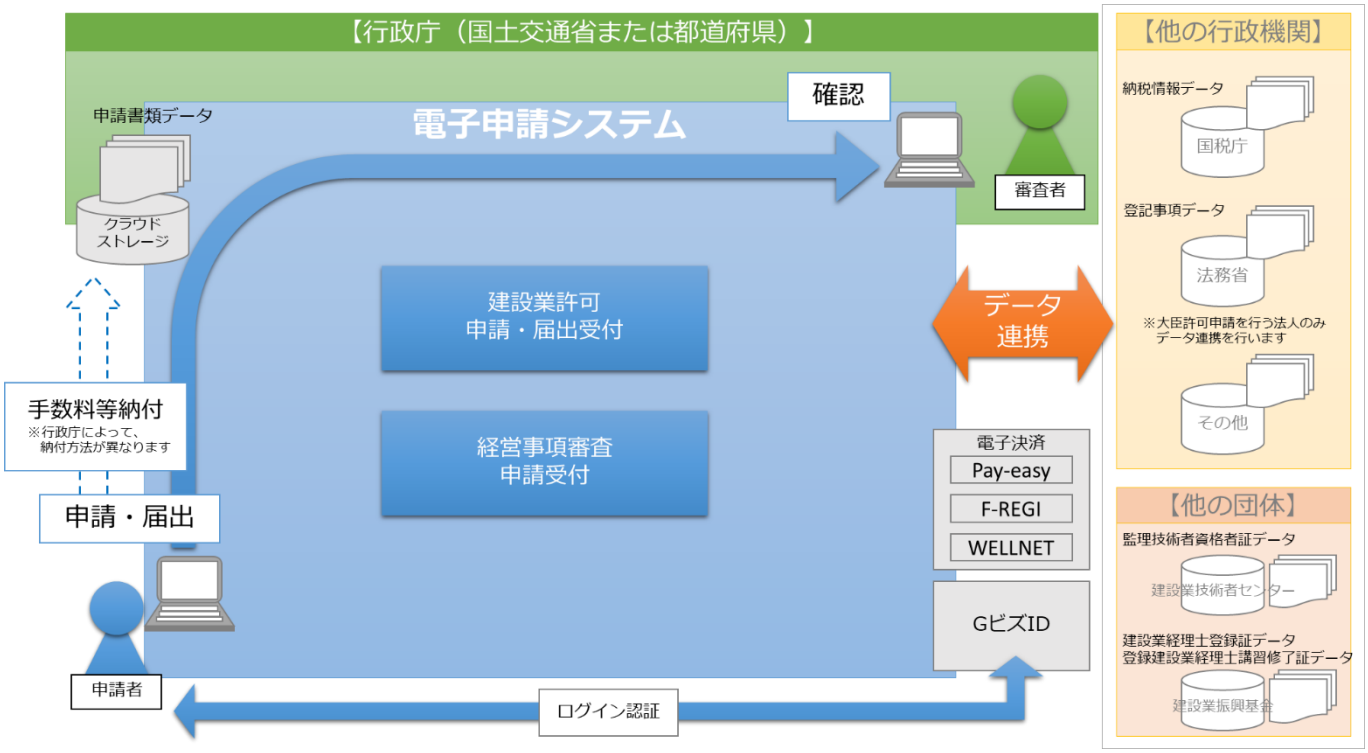
【1】JCIP で、申請者ができること

JCIP では、「建設業許可」の申請・届出、及び「経営事項審査」の申請に関する一連の手続きが行えます。

◆「建設業許可」の申請、および許可通知書の受領　※1
◆既に取得している「建設業許可」に関する各種届出
◆「経営事項審査」の申請、および審査結果通知書の受領　※1
◆上記申請、および届出の内容に不備がある場合の不備箇所の訂正
◆上記申請、および届出の内容に補正が必要な箇所がある場合の補正
◆上記申請実施後の申請中止又は取下の依頼
◆上記申請に関わる手数料等の電子納付　※2

※1：　通知書の電子交付に未対応の行政庁あり

※2：　電子納付に未対応の行政庁あり



JCIP 上に表示される「状態」にて、申請・届出の進行状況をご確認いただけます。
下記のページをご参照ください。

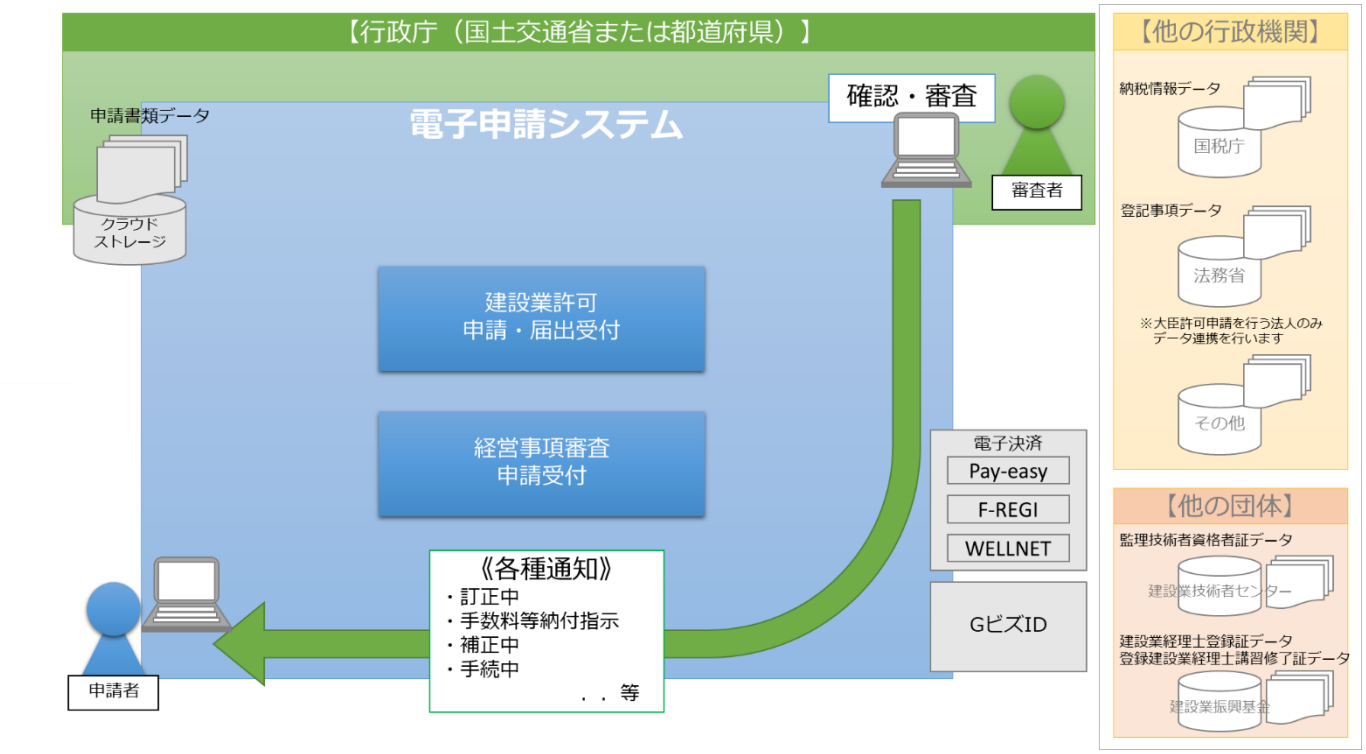
【参考】　4．2．状態と進行状況

Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

【2】JCIP 上で、申請者に届く通知

JCIP から申請・届出を行った後、受付・審査状況を知らせる通知が届きます。

※通知は「JCIP のマイページ」及び「メール」の両方で確認することができます



通知が発生するケース	通知の内容
作成～送信した申請データが、行政庁に届いた場合	申請データが行政庁に届いたこと（確認待）を知らせる通知
各申請及び届出の内容に、訂正が必要な不備があった場合	訂正が必要な不備箇所を知らせる通知
各申請及び届出の内容の軽微な不備を、行政庁が訂正（職権訂正）した場合	行政庁が訂正した箇所を知らせる通知
手数料等が発生する申請を行った場合	手数料を納付いただければ、審査を開始できる状態（納付待）になったことを知らせる通知
手数料等を納付後、納付されたことを行政庁側で確認した場合	審査を開始したこと（手続中）を知らせる通知
各申請及び届出の内容に、補正が必要な箇所があった場合	補正対象箇所を知らせる通知
許可通知書（又は経審結果通知書）が発行された場合	結果通知書が発行されたこと（発行済）を知らせる通知 ※通知書は JCIP を経由して PDF 形式のファイルで送信されます（電子交付の場合）
不許可通知書が発行された場合	不許可通知書が発行されたこと（不許可通知書発行済）を知らせる通知　※通知書自体は、別途郵送されます
届出が「届出確認済」となった場合	届出が「届出確認済」となったことを知らせる通知
届出が「手続終了」となった場合	届出が「手続終了」となったことを知らせる通知
申請・届出に対して取下を行った後、取下が完了した場合	取下の受付が完了したことを知らせる通知
送信した申請データに対して、行政庁による「職権訂正」が完了した場合	職権訂正が完了したことを知らせる通知

通知の確認方法については、下記のページをご参照ください。

【参考】　１．１．５．ログイン後、マイページで通知を確認する

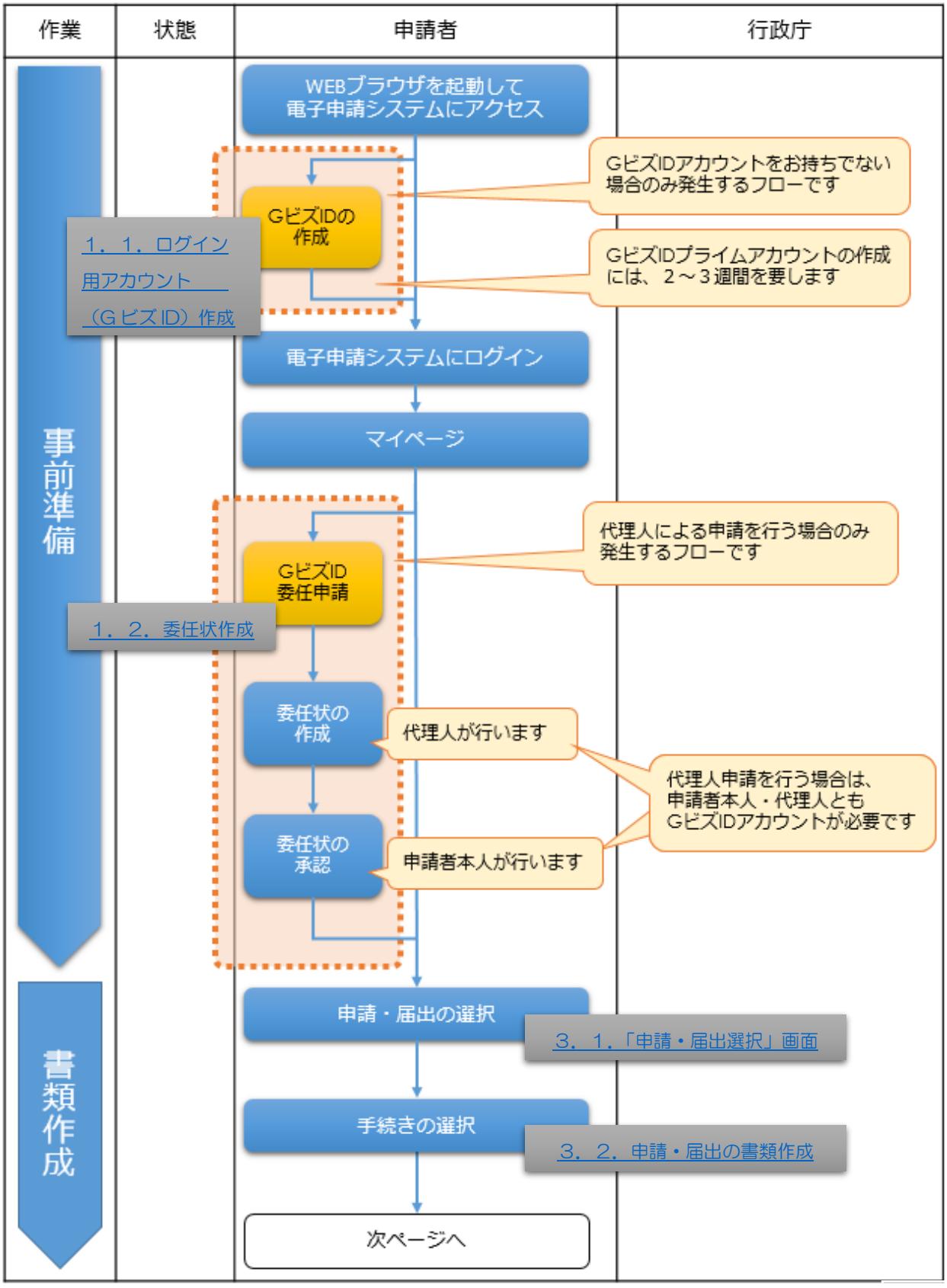
Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

2．システム全体フロー図

【1】申請～許可の場合

「申請～許可」のフロー（1/3）

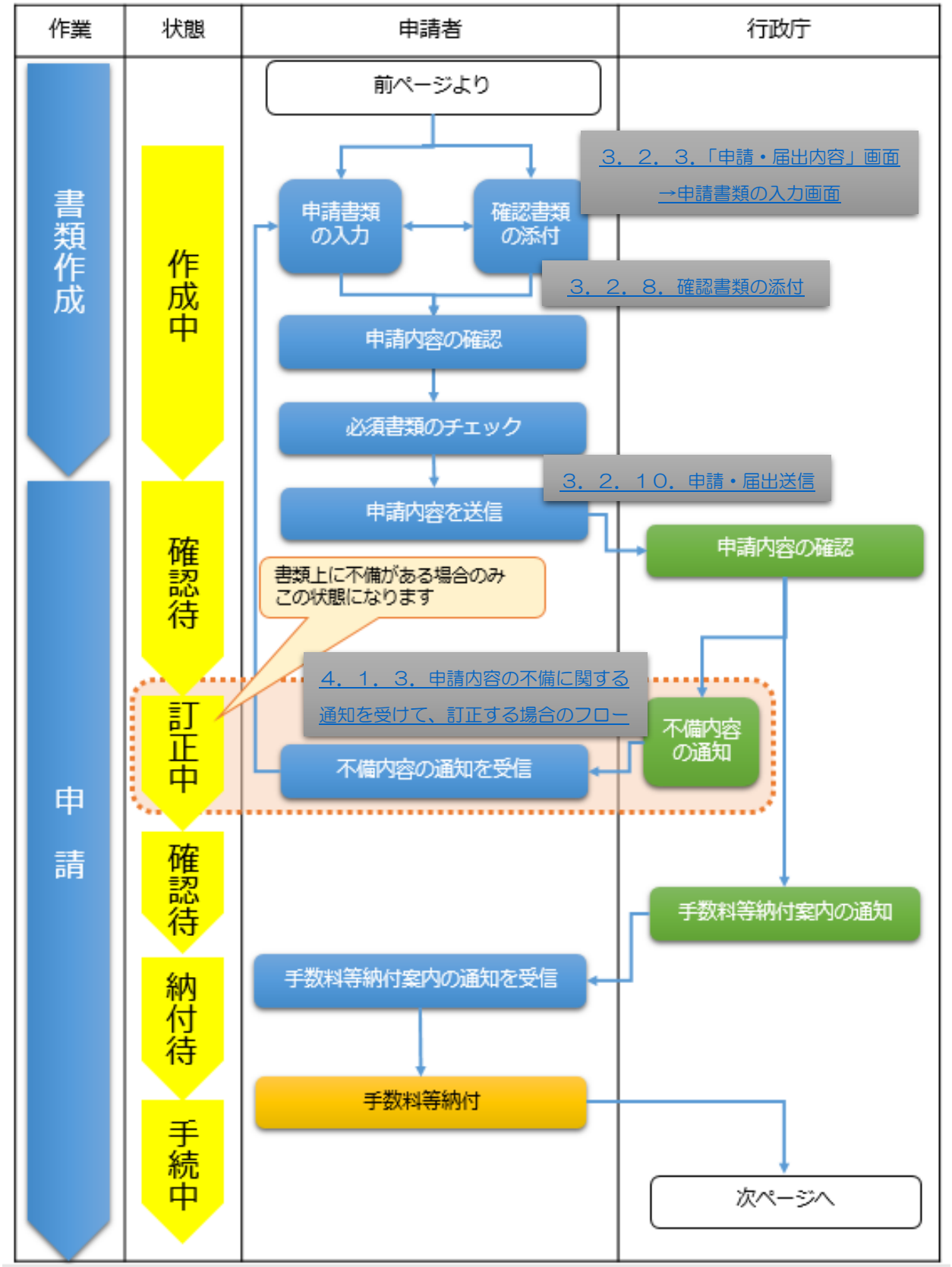
・はじめてお使いになる前に、ログイン用のアカウント（Gビズ IDプライム又はメンバー）を作成してください。
・「代理申請する代理人」を設定する場合は、委任状の作成～承認後に代理人による申請が可能になります。
・代理申請する代理人も、ログイン用のアカウント（Gビズ IDプライム又はメンバー）が必要です。



Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

「申請～許可」のフロー（2/3）

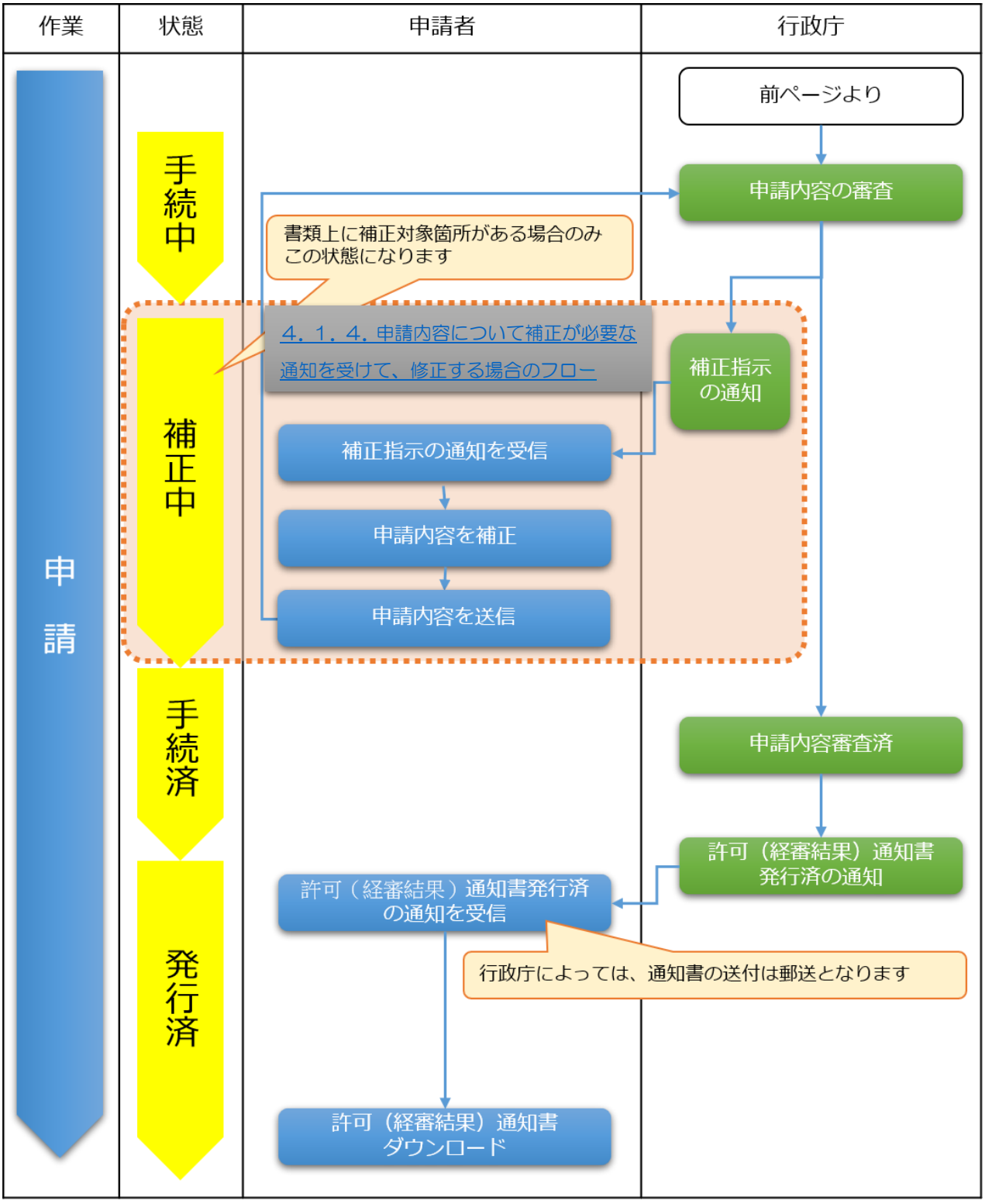
- 申請に必要な書類を JCIP 上で作成し、審査に必要な確認書類（証明書等）を JCIP 上で添付してください。
- 電子申請後、申請内容に不備がある場合は不備内容の通知が届きます。
 不備箇所を JCIP 上で訂正後、再度、送信を行ってください。
- 手数料の納付を行政庁が確認後、審査が開始されます。



Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

「申請～許可」のフロー（3/3）

・審査中、申請内容に補正が必要な箇所がある場合は補正指示の通知が届きます。
　補正対象箇所を JCIP 上で補正後、再度、送信を行ってください。
・審査の結果通知（許可通知 or 経営事項審査の結果通知）が届きます。
・結果通知の書類をダウンロードしてください。ダウンロード完了後、JCIP での手続きが完了となります。
　※申請内容作成時に、電子ファイルによる通知書交付を希望した場合のみ JCIP から通知書をダウンロードできます（書面による交付を希望した場合は、JCIP から通知書をダウンロードすることはできません）

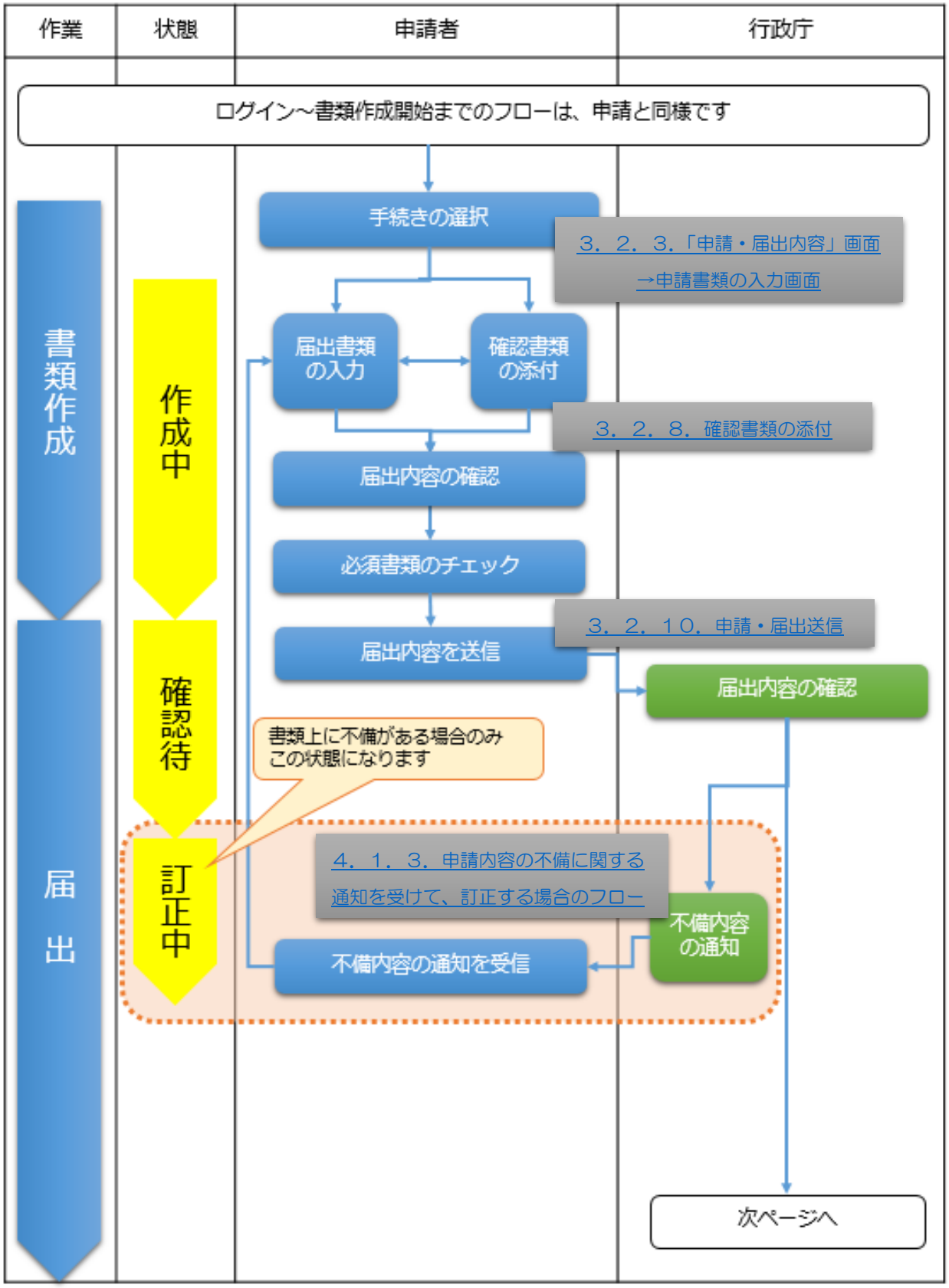


Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

【2】届出～届出確認済の場合

「届出～届出確認済」のフロー（1/2）

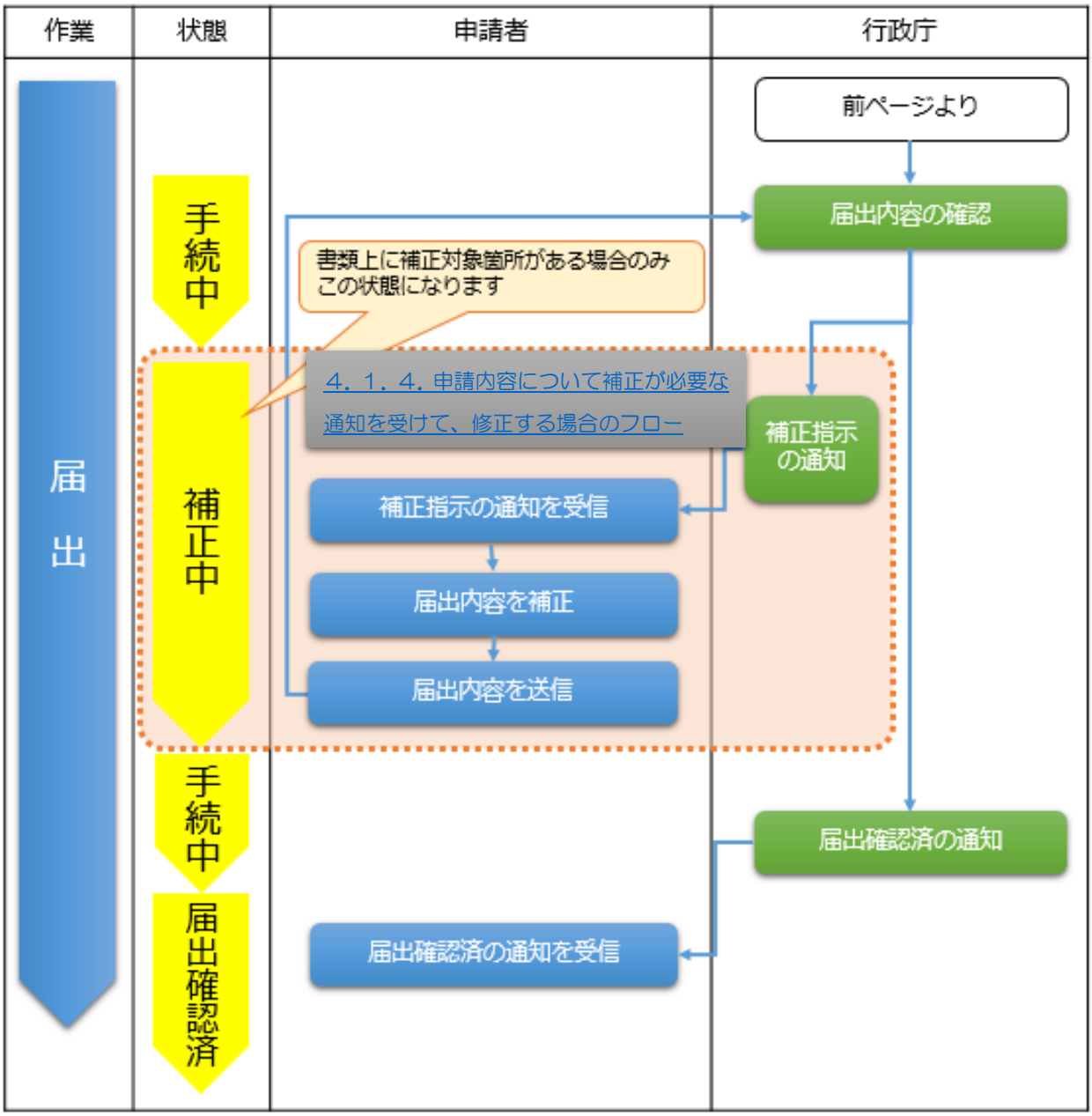
・届出に必要な書類を JCIP 上で作成し、審査に必要な確認書類（証明書等）も JCIP 上で添付してください。
・届出内容に不備がある場合は不備内容の通知が届きます。
　不備箇所を JCIP 上で訂正後、再度、送信を行ってください。



Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

「届出～届出確認済」のフロー（2/2）

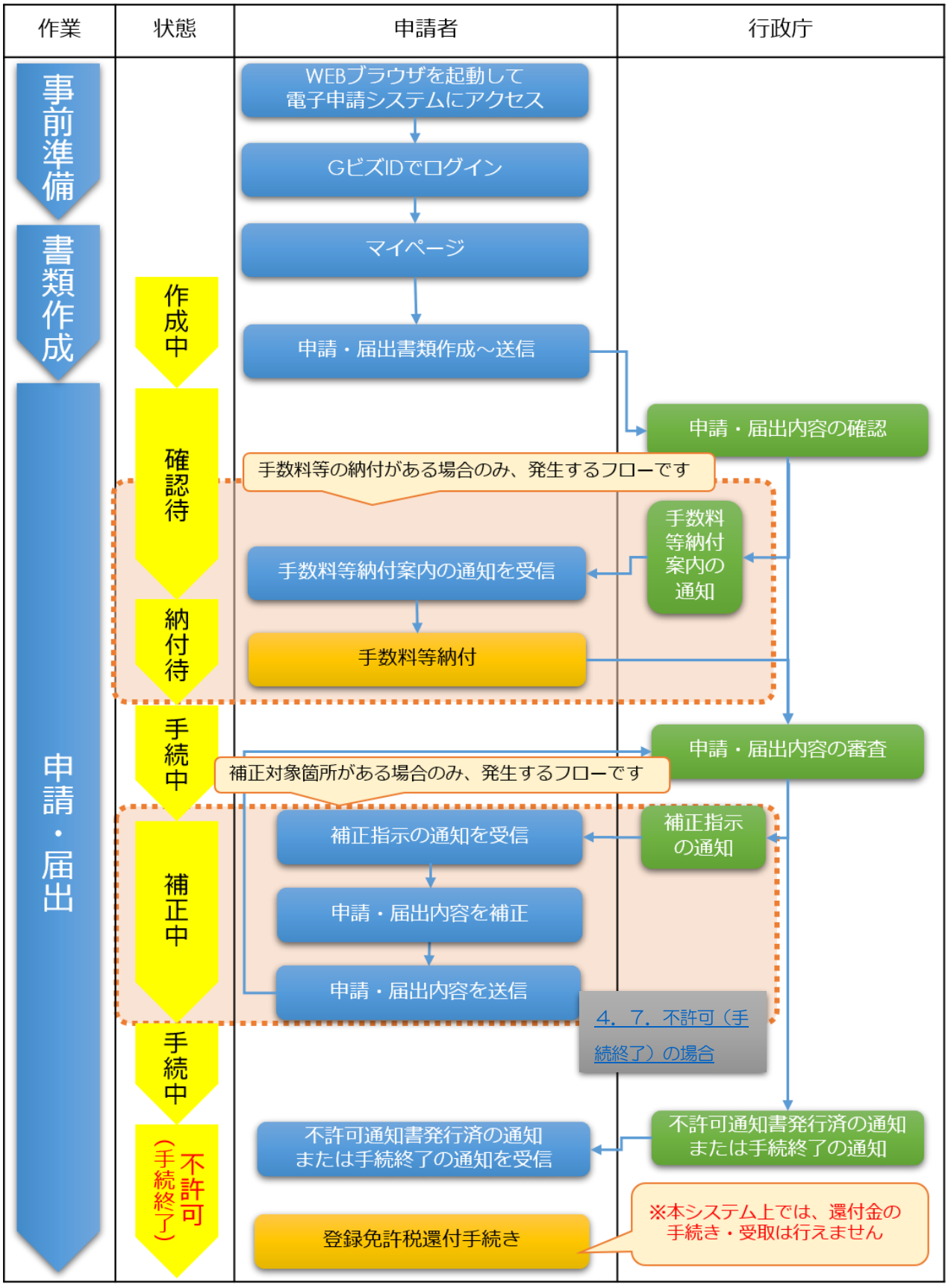
・行政庁での手続き中、届出内容に補正が必要な箇所がある場合は補正指示の通知が届きます。
　補正対象箇所を JCIP 上で補正後、再度、送信を行ってください。
・手続済通知が届き、JCIP での手続きが完了となります。



Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

【3】申請・届出～不許可・手続終了の場合

- 建設業許可申請において、申請した内容が審査基準を満たさなかった場合は「不許可」の通知が届きます。
- 原則として「登録免許税」のみが還付対象となり、手数料については還付対象にはなりません。
- 建設業許可に関する届出において、補正指示に対して修正不能な箇所がある場合、「手続終了」の通知が届きます。



Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.